

災害復旧対策資金の取扱期間延長
セーフティネット保証第4号の指定期間延長

令和元年台風19号で被害を受けた中小企業者の皆様へ
県制度融資による資金繰り支援をご案内します

ご利用いただける資金の概要・融資条件など

資金名	「災害復旧対策資金」	「セーフティネット資金」(セーフティネット保証4号)
ご利用いただける方	次のいずれかに該当する中小企業者 (イ) 施設・設備等の損害が発生していること (ロ) 取引先の被災による等間接的な被害を受け、最近1ヶ月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること ※県知事(ロのみ)、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。(イ)の場合は、市町村長の発行する罹災証明書をもって代えることができます。 ※災害関係保証を適用する場合には、(イ)に該当し、市町村長の発行する罹災証明書が必要となります。	次の要件に該当し、市区町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 指定地域(※)において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること ※指定地域：県内の全市町村(令和元年10月12日～令和2年2月11日まで) ※指定期間の延長となった市町(～令和2年5月11日まで) 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、多賀城市、岩沼市、泉原市、東松島市、大崎町、富谷市、蔵王町、大河原町、丸森町、七ヶ浜町
融資限度額	一災害5,000万円	80,000万円
利率	1.60%以内 ※災害関係保証が適用となる場合は1.55%以内	1.55%
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
償還期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
保証人	原則として法人代表者以外不要	原則として法人代表者以外不要
担保	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求
保証料	0.45%～1.00% ※災害関係保証が適用となる場合は0.70%	0.70%
取扱期間	令和元年11月1日(金)から令和2年6月30日(火)の融資実行分まで	指定期間の延長となった市町については、令和2年5月11日(月)までに、市町から認定を受けること。 なお、指定期間の延長とならなかった市町村から認定を受けた場合は、認定書の認定日から30日以内に取扱金融機関へ融資の申込みを行うこと。
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫	

お手続きの流れ

① 県・市町村・商工会議所
又は商工会に認定の申請

② 取扱金融機関へ
融資の申込み

③ 審査
※金融機関
※保証協会

④ 融資実行

ご利用にあたってのご注意

- 取扱期間は、資金毎に異なりますので、ご確認の上、できるだけお早めに融資の申込みをしてください。
- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 証明書や認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

災害復旧対策資金のほか保証制度に関するご相談先

宮城県信用保証協会 (平日午前9時から午後5時15分まで)

- | | | | |
|--------------|-----------------|---------|-----------------|
| ・ 経営支援部経営支援課 | 電話 022-225-5230 | ・ 白石支店 | 電話 0224-25-2135 |
| ・ 本店営業部保証一課 | 電話 022-225-6421 | ・ 大崎支店 | 電話 0229-22-0722 |
| ・ 本店営業部保証二課 | 電話 022-225-6422 | ・ 石巻支店 | 電話 0225-22-4178 |
| ・ 仙台東支店 | 電話 022-783-9021 | ・ 気仙沼支店 | 電話 0226-22-1972 |

災害復旧対策資金についてのQ&A

Q1 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」はどこで受け取ることができますか。

A: 申請書は、県商工金融課HPからダウンロードいただくか、パソコンが使用できる環境にない場合は県商工金融課のほか、最寄りの申請窓口にご連絡ください。

申請書ダウンロードサービスはこちら

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-shinsei.html>

※ 番号2(様式2号の1)または3(様式2号の2)からダウンロードしてください。

Q2 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」の記入の仕方を教えてください。

A: 「2 災害の概要」の「(1)災害の名称」は「令和元年台風19号」、「(2)被害発生の年月日」は「令和元年10月12日」、「(3)被害の状況等」には、施設・設備等の被害または売上高減少の原因が台風によるものであることが分かるよう記入願います。

Q3 災害復旧対策資金を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

A: 一般保証と同枠で、一企業2億8,000万円までとなっております。なお、災害関係保証が適用となる場合は別枠となります。詳しくは別途お問い合わせください。

セーフティネット資金(セーフティネット保証4号)についてのQ&A

Q1 市町村の認定はどのようにして受け取ることができますか。

A: セーフティネット資金の認定書の様式や詳細は、各市町村にお問い合わせください。

Q2 セーフティネット資金を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

A: セーフティネット資金は、一般保証とは別枠で最大8,000万円までの融資限度額となります(他のセーフティネット資金を利用している場合には、合算して8,000万円まで)。詳しくは別途お問い合わせください。

共通のQ&A

Q1 本資金の資金使途は、運転資金・設備資金のいずれでも良いのでしょうか。

A: 本資金は、災害復旧に要する運転資金及び設備資金であり、直接被害を受けた場合は施設や設備の復旧に係る資金が中心となりますが、台風の影響により取引先が操業停止を余儀なくされ、その結果、売上が減少したために必要となる運転資金(仕入れや買掛金、従業員給与の支払のための資金等)も対象となるものと考えています。

Q2 最近1か月の売上高とは、いつのものでしょうか。

A: 申請月の前月が基本となります。
今回の台風の被害発生が令和元年10月であるため、令和元年10月分以降の売上高を把握いただき、申請していただくこととなります。申請日までに集計が完了している月を対象として申請することができます。

Q3 認定されれば、融資実行されますか。

A: 認定書は、ご希望どおりの融資実行をお約束するものではありません。金融機関及び信用保証協会による審査を受けることとなります。
あらかじめ、金融機関に本資金の利用について、ご相談いただくことをお勧めします。